

第9章 ■ 保全と活用

第1節 みなかみ町の取組



マナイタグラ

利根川源流域に位置する群馬県の月夜野町、水上町、新治村の3町村は平成16(2004)年9月、水源の地に暮らす者として、山と森林と川を守り、万物が脈々と生存し続けることを願い「谷川連峰・水と森林防人宣言」を行いました。そしてその理念のもとに平成17(2005)年10月1日『みなかみ町』が誕生しました。

平成20(2008)年3月には、みなかみ町の最大の宝であり、資源である自然環境や立地条件を最大限に活かすための地域振興構想「水と森を育むエコタウンみなかみ～ふるさとの資源を活かした地域振興構想～」を策定しました。

これを受け、同年9月に水をテーマとして、自然と人間の共存共栄の関係をマネジメントする力「環境力ー水と森林をまもる・いかす・ひろめる力ー」を育み、源流域に暮らす者としての責務を果たしつつ地域の活性化を図ることを目指した『みなかみ・水・「環境力」宣言』を行い、水や森林をはじめとする豊かな自然環境を「まもり・いかし・ひろめる」ための様々な取組を推進しています。

先進的な取組として、生物多様性の復元と持続的な地域づくりを目的に、国(林野庁)、NGO(日本自然保護協会)、地域(赤谷プロジェクト地域協議会)の3つのセクターが協働する赤谷プロジェクトや、エコツーリズム推進法に基づき自然に配慮した観光振興、地域振興、環境教育等を推進し、国から認定を受けている谷川岳エコツーリズム推進全体構想の取組、首都圏の水瓶として多くの巨大ダムを抱える藤原地域において、関係機関と連携しながら地域住民を中心に自然の保全と人々との持続可能

な共生のための指針を定めた奥利根水源憲章などがあります。また、利根川水源に近い国有林では奥利根水源の森などが整備され人々が自然とふれあう取組なども行われています。

一方で、少子高齢化や農林業をとりまく状況の変化により、手つかずの山林や、耕作放棄された遊休農地等の増加が大きな問題となっています。この対策として、「みなかみ町優良農地保全条例」を制定し、農業経営の規模拡大や農地の集積のための保有合理化事業を行い農村空間の適切な管理を目指しています。また、荒廃地付近にて増加傾向にある鳥獣による農作物被害を防止し、人間との生活領域の分離を図ることを目的として、「みなかみ町猿の餌付け禁止条例」や「みなかみ町鳥獣被害対策実施隊条例」が制定されています。

失われつつある自然環境や荒廃した里地・里山を保全するため、「みなかみ町自然環境及び生物多様性を守り育てるため昆虫等の保護を推進する条例」が制定され、5ヵ所の地域とその管理団体が指定され、積極的な保全活動が行われています。また、利根沼田森林組合の指導のもと利根川源流森林整備隊が組織され、ボランティアによる森林整備活動が行われています。

今般、これらの自然を「まもり・いかし・ひろめる」取組をさらに発展させ、自然との共生がずっと続くように、そしてみなかみ町のすばらしさを世界に発信し、より多くの方々にみなかみ町のいいところを知ってもらい訪れてもらえるようにするために、ユネスコエコパークの登録に向けた取組を進めています。

(みなかみ町エコパーク推進室)

みなかみ・水・「環境力」宣言

「宣誓文」

—水と森林を まもる・いかす・ひろめる力—

水と森林の防人～まもる力

奥利根・谷川連峰に生を受けた水は、水上、新治を流れ、月夜野で合流し、坂東太郎(利根川)となって関東平野に生きる幾多の生命(いのち)を育みます。生命の水を蓄えるこの地には、地球温暖化を防ぐ広大な森林が広がっています。

水源の地に住む私たちは、万物が脈々と生存することを願い、自然の恵みに感謝し、この山と森林と川を守りつづける「**水と森林の防人**」となります。

水と森林の達人～いかす力

天より授かった水は、大自然の景観、ダム、温泉、日常の暮らしや遊びの風景の中�습니다。そして、飲み水や食物はもとより、産業を牽引するエネルギーや観光資源として、みなかみの経済活動を支えています。

水源の地に住む私たちは、自然に対する畏敬と感謝の念を抱き、持続可能な自然の営み、心に残る風景、貴重な資源を活かす技と智恵を身につけた「**水と森林の達人**」となります。

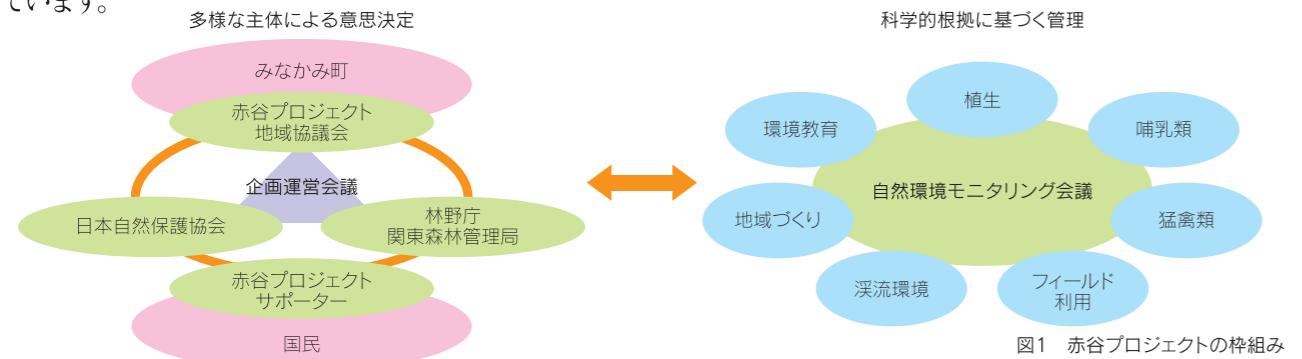
水と森林の使者～ひろめる力

水はあまねく流れゆき、姿を変えて津々浦々に恵みをもたらします。奥利根・谷川連峰の水と森林は、私たちみなかみ町だけのものではありません。流域に暮らす人々をはじめ、首都圏のみなさんとの協働がもとめられます。

水源の地に住む私たちは、水資源の大切さを伝え、取り組みの輪を広める「**水と森林の使者**」となります。

第2節 赤谷プロジェクト

平成15(2003)年11月に発足した赤谷プロジェクトは、みなかみ町新治地区を流れる赤谷川の上流域に広がる約1万ha(10km四方)の国有林「赤谷の森」を舞台に、「生物多様性の復元」と「持続的な地域づくり」を進める取組です。地域住民で組織する「赤谷プロジェクト地域協議会」、日本全国で自然保護活動に取り組むNGO「公益財団法人日本自然保護協会」、舞台となる国有林を管理する「林野庁関東森林管理局」の3つのセクターの協働により進めています。この3セクターは10年間の協定を締結することによって、長期的な視点に立った取組を行っています。



赤谷プロジェクトの最高意思決定機関は年2回開催する企画運営会議です。立場の異なる3セクターが同等の立場で意思決定にかかわることが特徴です。また、赤谷の森の管理にあたっては、科学的視点を重視しており、多様な分野の専門家が参加する7つの作業部会(以下WG)と、WGを統括する自然環境モニタリング会議を設置しています。自然環境モニタリング会議は、プロジェクトの運営に直接関わらない第三者機関として、企画運営会議に対して、科学的視点から助言・提言を行います。また、国民の森の管理に広く国民が主体的にかかわるためにボランティアの登録制度を設けて運営しています。

赤谷プロジェクトの取組

赤谷の森は、戦前からの産業的活用と、その後の拡大造林によって1万haのうち約3割の面積がスギやカラマツの人工林となっています。また、防災を目的とした治山ダム等によって渓流の上下の連続



紅葉の赤谷の森

れているかどうか、どこでどのような獲物を獲っているか等について調べています。

また、自然科学だけでなく社会科学的分野も重視し、赤谷プロジェクトと赤谷の森に対する地域住民の意向を把握するアンケート調査や、座談会などをを行い、それを森の管理にいかしています。

森の豊かさと恵みを向上させる取組

赤谷の森の豊かさを向上させるために、増やし過ぎたスギやカラマツの人工林を、ブナやミズナラの自然林に戻していくことに取り組んでいます。今後、現在3割ある人工林を1割に減らしていく予定です。現在は、人工林を伐採した後、植栽を行わずに自然林に復元する手法を確立するため、自然林からの距離、伐採の幅や形、伐採前に生育していた樹種の違いなどに着目して試験的な取組を行っています。また、渓流環境において防災と生物多様性保全を両立させるために、試験的に既存の治山ダムの中央部を撤去し、上下流の連続性を保つつ、防災機能を発揮できる治山施設の改修も行っています。

また、モニタリング調査の結果からニホンジカの分布域と個体数が急激に拡大している可能性が高いことがわかりました。ニホンジカによる植物の過剰な摂食による森林生態系への悪影響が出ることが近い将来に予測されるため、それを未然に防ぐための方法を検討しています。

森の恵みを持続的に利用した地域づくり

赤谷の森は、木材や地域の水源・温泉源など自然資源を供給するとともに、地域住民の原風景を形成し、自然体験や環境教育の場を提供しています。現在は、地域住民の暮らしと森林とのかかわりが希薄になっており、人々の暮らしの中に自然環境の持続的利用を新たに位置付ける取組が必要です。

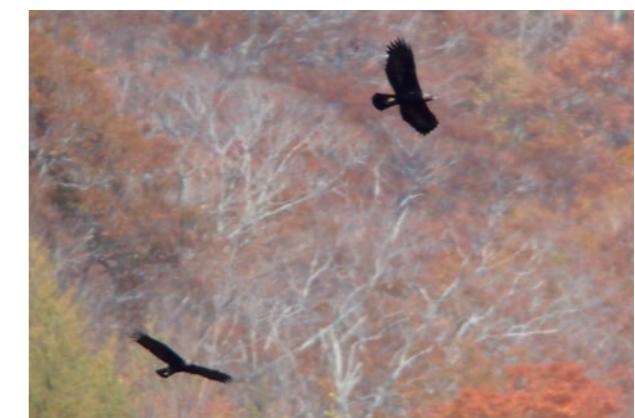
このためこれまでに、小中学校を対象とした環境

教育、観光業の方々と連携した赤谷の森のハイキングマップの作成、地元にある日本の教育用カスタネット発祥の工場や製材工場と連携した赤谷の森の木材によるカスタネット製造などに取り組んできました。赤谷の森の豊かさや魅力を伝え、森の恵みを持続的に資源利用する様々な地域産業と連携し、森をいかした地域づくりに取り組んでいます。

国民の森の管理にかかわる仕組みづくり

赤谷の森は国民の森である国有林です。広く国民が主体的に森の管理にかかわる仕組みとして、赤谷プロジェクト・サポーター制度を運営しています。定期的に毎月1回行っている「赤谷の日」の他、赤谷プロジェクトが主催する会合、各WGのモニタリング調査、サポーターによる自主的な活動など、多様な興味や関心に対応できる機会の設定に取り組んでいます。

たくさんの方のご参加をお待ちしております。



赤谷の森のイヌワシのつかい



赤谷の森・三国峠での新治小学校の遠足

■ モデルプロジェクトとして

赤谷プロジェクトは、科学的なアプローチによる森林生態系管理、及び多様な主体の参画による自然資源の管理の、先進的なモデルとなる取組を目指しています。赤谷の森だけでなく、他地域の管理に役立つ取組を意識的に進め、その知見の蓄積に努めています。プロジェクトで得られた成果は、広く社会に発信しており、林野庁や、環境省、地方自治体、自然環境保全に取り組むNPOなど、様々な視察や研修が赤谷の森で行われるなど、モデルプロジェクトとして機能を発揮しつつあります。

(出島誠一)

平成18(2006)年にカラマツ人工林を伐採した自然林復元試験地の変化の様子



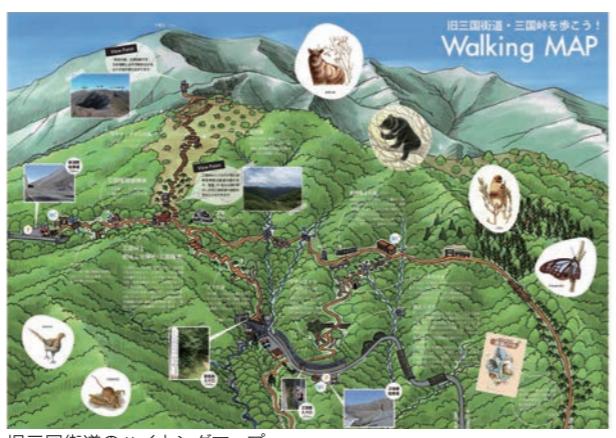
伐採1年後 2007年6月30日撮影



伐採3年後 2009年6月23日撮影



伐採8年後 2014年10月30日撮影



旧三国街道のハイキングマップ

第3節 谷川岳エコツーリズム



谷川岳と天神平のカタクリ

■ モニタリング調査

平成20(2008)年12月、エコツーリズム推進法の理念に基づき谷川岳エコツーリズム推進協議会準備会が発足しました。その2年後、谷川岳エコツーリズム推進協議会(以下「協議会」として組織強化を図るとともに、国の指針であるエコツーリズム推進基本方針に則した「谷川岳エコツーリズム推進全体構想(以下「全体構想」)」を策定し、平成24(2012)年6月29日に全体構想が、全国で3番目、国立公園内では初めて国の認定を受けました。

このエコツーリズムを推進する背景として、恵まれた自然資源のもとで山岳観光と温泉保養などで発展してきた観光産業において、従来の温泉を目的とした観光客の減少が見られることなどから、第1次みなかみ町総合計画やエコタウンみなかみ、みなかみ・水「環境力」宣言など、自然を守り活かす取組が推進されるようになってきたことが挙げられ、それらの考えに合致した施策として谷川岳のエコツーリズムの取組が始めされました。

谷川岳のエコツーリズムは、エコツーリズム推進法の“自然への配慮”、“観光振興への寄与”、“地域振興への寄与”、“環境教育への活用”といった理念のもとで、自然環境のほか、歴史や文化等を観光対象とし、その持続可能性を探り、最大限にこれらを活用し、多くの訪れた人たちと交流を深めあげることで町の発展に寄与することを基本方針としています。

全体構想実現のため、具体的な取組としては次の3点があげられます。



エコツアーの様子



一ノ倉沢簡易橋

魅力の発信

谷川岳エコツーリズム推進地域内(以下「推進地域内」)で行う各種ツアーを募集し、自然保全・地域貢献・安全管理が担保されたツアーであることを確認し、協議会で認定後に推奨するツアーとしてパンフレットを作成の上、スポーツ店などや関係業者などに配布したり、ホームページで利用の呼びかけを行っています。また、各種ツアーを活用して利用拡大を目的とした協議会主催のエコツアーカーニバルやスノーシューフェスティバルを開催しています。こうしたツアーを実施する上で、お客様により満足していただく為に、ガイドのスキルアップを目的とした各種研修会の実施、新人ガイドの育成を実施しており、環境教育として町内小中学校谷川岳体験事業でも研修後のガイドが案内をするなど活躍しています。そして、推進地域内に案内看板やベンチを設置したり、JR東日本株式会社高崎支社、株式会社JR東日本ウォータービジネスから支援を受け、案内ボードや一ノ倉沢簡易橋を設置するなどの施設整備も行っています。



町内小中学校谷川岳エコツーリズム体験



オオハンゴンソウ除去作業

安全の確保と環境保全

観光名所でありロッククライマー達が集う一ノ倉沢までの国道は、従前から、乗り入れる車両により歩行者の安全が脅かされる状況を改善する為、段階的に規制が行われており、平成25(2013)年度からは年間を通じて車両の乗り入れが規制されています。その規制中の歩行者数を統計したデータでは歩行者数がこの4年間でかなり増加しています。また、歩行することで滞在時間が延長されることから宿泊者数の増加にも寄与しました。平成27(2015)年からは、環境に優しい電気バスをガイド付きで運行し、自然や歴史を紹介して好評を博しております。バスの愛称は「一ちゃん」「倉ちゃん」です。

環境保全活動としては、特定外来生物による生態系への被害防止に関する法律で指定されている「オオハンゴンソウ」の除去活動に一般参加者を募り、平成25(2013)年と26(2014)年度に計4回実施して、のべ120名が参加されました。平成27(2015)年度も8月23日と9月10日に実施しました。他の自然環境保全の為の施策についてはモニタリングに基づいて改善を図っており、協議会のホームページにモニタリング総括表を掲載しています。

今後の課題としては、更に地域活性化に資する取組を推進し、エコツアーガ旅の目的になる谷川岳のブランド化を図ることや、フィールドの整備をすすめること、団体客(海外から日本に来る観光客であるインバウンド対策を含め)への対応強化、谷川岳関係者との連携強化、さらに情報発信に力をいれることなどが挙げられ鋭意取り組んでいるところです。

(阿部利夫)



スノーシューフェスティバル

第4節 奥利根水源憲章

奥利根水源地域は、手つかずの自然を今に残しながらも、ダムによる人工湖をその深い渓谷に3つも抱く特異な環境、景観を形作っています。

元奥利根地域学術調査隊隊長の小林二三雄先生は、奥利根水源憲章の前文案の中で「悠久の流れが岩壁を深く浸食する渓谷、この流れを育む森林は緑のダム、降り積もる雪は谷を埋める白いダム、人知の限りを尽くした巨大ダム、三者一体となって流域3,000万人の生命を支えます。」と利根川水源地の特徴と役割を表現されました。

利根川源流域は自然環境が貴重であるだけでなく、首都圏3,000万人の命を支える水を生み出す重要な地域でもあり、同時にその渓谷・森林・雪・ダム湖は様々な形で利用・活用される対象でもあります。

平成13(2001)年、貴重な自然環境や生態系の保全と、望ましい利用のあり方が問われる状況の中、水上町、水上森林管理センター、東京電力奥利根工務所、水資源開発公団沼田総合管理所(各名称は当時のもの)、国土交通省利根川ダム統合管理所などの提唱を受けて、地元住民を中心に自然の保全と人々との持続可能な共生のための指針づくりが始められました。そして、平成15(2003)年5月、元奥利根地域学術調査隊隊長小林二三雄先生や「利根川源流讃歌」作詞者猪熊道子先生をはじめ利根川源流域に思いのある方々の協力で「奥利根水源憲章」案を作り上げ、下流域の多くの方々の賛同も得ながら同年9月6日、みなかみ町湯原の観光会館で行われた制定の集いにおいて、町内外から参加した200人の方々により制定されました。同時に猪熊道子先生、大西進先生の作詞、作曲による「奥利根水源憲章の歌」も作られ、水源地域や下流域の多くの合唱団により歌い、広められています。

奥利根地域は近年、この豊かな自然やダム湖を利用したアウトドア活動が盛んになり、多くの人々が訪れるようになってきています。また、豊富な森林資源を活用した自然エネルギーの創出の取組も始められ、自然の循環的な利用と雇用の創出に期待が寄せられています。これらのこととは、まさに「奥利根水源憲章」の目指す「自然と人々の持続可能な共生」という基本課題を常に意識し、考え、行動すること



カヌーが浮かぶ奥利根湖

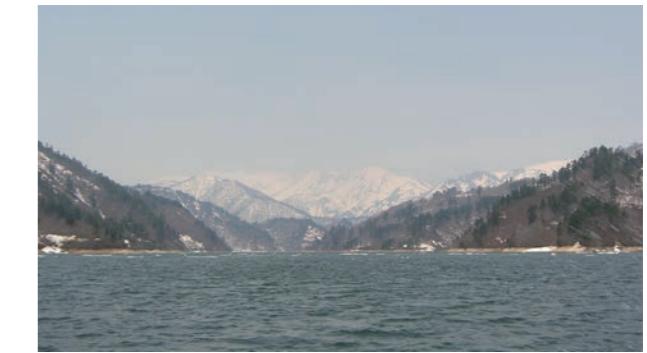
が重要になってきていることを示しています。

「奥利根水源憲章推進委員会」では毎年、元奥利根地域学術調査隊隊員の先生方を講師に招いて「利根川水源地探訪」を開催し、地質・土壤・植物・昆虫・鳥類など、テーマごとに詳しい説明を聞きながら奥利根の自然に親しんでもらう活動を行っています。命の源である水と、それを育む森を守っていくことは地元の人だけできることではありません。「訪れる人々」とも「下流域の人々」とも力を合わせ、守り、育てていかなければなりません。そのためにも、是非、奥利根水源地域の大自然に、様々な形で触れ、体験し、そのすばらしさを実感してほしいと思います。そして、「奥利根水源憲章」がその行動の指針となることを切に願うものです。

(橋本修一)



平成26(2014)年の利根川水源地点、最初の一滴の雪渓



春の巨大な雪のブロックが漂う奥利根湖

奥利根水源憲章

坂東太郎の名で知られる利根川の最初の一滴がしたたる奥利根水源地は、厳しい自然環境のもとに、悠久の太古よりの荒々しくも美しい自然景観を形づくり、手つかずの大自然を今に残しています。また、その流域に生息する動植物の豊かさは、国内においても極めて高い学術上の価値を持つとともに、三千万人の生命を支える水の源として重要な位置を占めています。人々はこの雪深い奥利根の地で、大自然の摂理に逆らうことなく、厳しくも穏やかに暮らしてきました。

私たちは今、世界的な環境破壊問題への対応や、人間の日々の営みにおける真の豊かさとはなにか、など、時代の問いかけへの答えを求めて、奥利根の自然をはじめ、水源地域の歴史と文化の価値を改めて見直すとともに、この貴重で豊かな自然資源を多様な人々との協力で守り、育て、持続的に活用していくなければなりません。そしてその目標実現をめざして、奥利根水源地域の自然や文化を愛し、この地に働き、学び、遊び、憩う私たちや訪れる人々の共通の誓いとなり、行動の指針となることを願って、次のことを「奥利根水源憲章」として定めます。

1. わたしたちは訪れる人々と共に、雪に育った奥利根の緑深い森と、そこに息づく多様な生命の循環を守り、育みます。
2. わたしたちは、3,000万人の命を支える利根川水源の清冽な流れを、その水にかかるすべての人々の連携で守ります。
3. わたしたちは訪れる人々と共に、奥利根の自然と人・地域が、ともに豊に、活き生きとする関係を再生し、創造していきます。
4. わたしたちは訪れる人々と共に、奥利根の人文・自然を常に学び、その知恵と技、生きる力を後世に引き継いでいきます。
5. わたしたちは訪れる人々と共に、奥利根水源地域の個性的な魅力を掘り起こし、広く世界に発信して交流を深め、文化を育てます。

平成15年9月6日『奥利根水源憲章』制定の集いにおいて、市民の手で制定されました。

奥利根水源憲章推進委員会 制定時会長 小野伊喜雄



利根川水源の碑



「利根川水源地探訪」水源の森、植物観察の様子



大幽洞窟の氷筍(ひょうじゅん)



「利根川水源地探訪」矢木沢川、植物観察



矢木沢ダム憲章の碑前での「利根川源流讃歌」合唱

第5節 利根川源流森林整備隊の活動紹介



名胡桃城址

森林整備隊の活動

利根川源流のまち「みなかみ町」では、水と森林を育む町を目指して、水源の町の森林を再生させるため、平成20(2008)年10月に利根川源流森林整備隊が結成され活動しています。

森林整備隊の構成員は、地域住民・下流域住民・林業事業体・NPO法人・ボランティア・企業・町等の有志で約200人が登録し、森林整備活動を実施しています。

森林整備隊は作業中の安全と事故防止のために、副隊長を安全管理者、事務局職員を安全推進者、ベテランボランティアの中から安全責任者10人を隊長が任命し統率を図っています。

群馬県では、平成22(2010)年度に間伐等がもたらすCO₂吸収効果を知事が認証(CSR活動を数値化)する制度ができ、社会貢献活動の証として当整備隊はCO₂吸収量1992.3t-CO₂と非常に大きな数値で認証されたほか、全国育樹祭群馬県実行委員会より、3月に全国育樹祭功労者表彰を受けました。また、国が発行する林業白書にも活動が紹介されました。



みんなで力を合わせて作業しています

利根沼田森林組合との協力

森林整備隊が作業を終えた森林には利根沼田森林組合が間伐作業に入ります。森林組合の施業費用は、国、県の造林補助金や間伐補助金とみなかみ町の間伐推進補助金を充てて、森林所有者の負担金無しで間伐を実施しています。また、間伐された材を搬出するための作業道開設にも国県の補助金を活用しています。

間伐木は林内に残すと二酸化炭素の発生源になるため、極力搬出し市場等に出荷しています。

今後

スタート時点からハード面の間伐に重点を置いてきたため、ソフト面の観察会や企業関係者、旅行業者の着地型の森林作業体験などに時間が取れないう状態でしたが、今後はそいった面にも力を入れていく方針です。(みなかみ町エコパーク推進室)



作業の様子

第6節 生物多様性保全の取組



みなかみのホタル

「みなかみ町自然環境及び生物多様性を守り育てるため昆虫等の保護を推進する条例」の概要および活動状況

みなかみ町では「みなかみ町自然環境及び生物多様性を守り育てるため昆虫等の保護を推進する条例」(平成23(2011)年4月1日施行)を制定し、地区住民及び団体等とともに自然環境や生物多様性を守り育てていくための取組を進めています。

里山生活の中で人間と一緒に暮らす生き物は法令等により保護されていないものが多く、それらを守るものは地域の活動やモラル以外にない状況でしたが、みなかみ町では本条例により、自然環境や昆虫等の保護活動が行われている地域とその管理者を指定し、昆虫等の採取の制限、注意及び指

導を行い、かけがえのない貴重な財産である自然環境及び生物多様性を守り育て、豊かな自然を有する町の魅力向上につなげていくことができます。

町内には、自然環境や生物多様性の保全を図るために環境整備や昆虫等の保護活動が地域住民や団体等により積極的に行われている地域があり、自然の資源を活用した貴重な環境学習の場にもなっています。

平成27(2015)年4月1日現在は以下の5地域とそれぞれの管理者が条例による指定を受けて活動を展開しています。(みなかみ町エコパーク推進室)

指定地域名	管理者名	活動概要
月夜野ホタルの里	月夜野ホタルを守る会	みなかみ町内の田園地帯で見られたホタルの乱舞の再生を目的に活動を開始し今年(平成27(2015)年)で30年目となる。モニタリング調査、ホタルが生息できる環境整備、ホタルの幼虫のエサとなるカワニナの養殖、町内小中学校における出前講座やポスター・コンクールなどの周知啓発、環境教育などの活動を継続的に実施し、今ではシーズンになるとホタルの飛び交う姿を見ることができるようになった。ホタルが鑑賞できる周遊コースも整備されており、毎年6月~7月に実施されているホタル鑑賞会には町内外問わず多くの人が訪れている。



カワニナ養殖の様子

指定地域名	管理者名	活動概要
真沢だんだんの里	さなざわ里山だんだんの会	みなかみ町月夜野の真沢地区には美しい棚田空間が広がっています。その里山の自然とともに暮らしてきた真沢地区の住民を中心となり、里山文化を活かした炭づくりや食文化体験活動、利根川下流都県との交流、山林の間伐、休耕田を活用したビオトープづくり、棚田を活用した古代米の栽培の農業体験、生物観察会、環境学習活動等を実施している。ビオトープにはモリアオガエルやホタルなど数多くの生き物の生息が確認されている。食育活動や環境保全活動を通じ、町内外問わず子どもたちの貴重な里山体験の場となっている。
上ノ原入会の森	森林塾青水	みなかみ町藤原上ノ原地区の茅場文化と自然の再生と活用をテーマに、春の野焼き、秋の茅刈り、侵入樹木の除去などの取組や、古道をフットパスとして整備するなどの活動を実施している。自然とふれあうことができる場として環境教育や体験活動など多様な活用がなされており、地域のみならず都心部からの参加も多い。平成24(2012)年度には全国草原サミットが当地で開催され、多くの人がこの取組を知る機会となった。現在、利根川流域の保全活動のネットワークづくりを進めている。
西川自然観察の森ホタル保護地	猿ヶ京ホタルの会	猿ヶ京温泉街でホタルが再び生息できるよう環境整備やカワニナの養殖などの活動を進め、ホタルが飛び交うようになった。しかし現場の温泉街の明かりなどはホタルにとって悪影響であり生息地として適しておらず、この活動がより持続的なものとなるよう代替地を選定し新たにゼロから取組を進めた。これを機に、活動はホタルだけにとどまらず、トンボやドジョウ、水生昆虫が生息できる環境づくりに拡大し、自然再生、観光振興、環境学習等の様々な取組を進めている。
赤谷川日和橋下流域	赤谷川湯宿坂下河川管理委員会	上流のダムの影響で失われつつあった赤谷川の生物多様性の再生を図るために、地域と関係機関が一体化した活動を展開している。平成10(1998)年には、ダムの水量調整があつても生き物が住みやすい自然環境に配慮した河川整備が行われ、今ではホタルやカジカガエルが生息し、水鳥が飛来するかつての自然環境に近づつつある。人が水辺の自然と親しむことができるよう継続的な活動を進めている。

第7節 みなかみ町内の保護制度

新潟県との県境域の山岳地域は、太平洋側と日本海側の大気がぶつかり合う中央分水嶺となっており、この地域を中心に、手つかずの自然や原生的な森林、変化に富んだ地形が広がり、多様な野生動植物を育んでいます。

この大切な自然は様々な法令等により保護が図られています。

■ 国による保護制度

国有林野の管理経営に関する法律

みなかみ町の町域は約90%が森林です。そのうち約80%が国有林であり、「国有林野の管理経営に関する法律」により適正に管理されています。県境域は保護林制度により保護地域に指定され、利根川源流域は、「利根川源流部・燧ヶ岳周辺森林生態系保護地域」に、その東端から谷川連峰を含む県境域は「緑の回廊三国線」に指定されています。

自然環境保全法

利根川の最上流域は、人が容易に入り込むことができない厳しい自然環境により多様で希少な動植物が存在しており、「利根川源流部・燧ヶ岳周辺森林生態系保護地域」の保存地区とあわせて「利根川源流部自然環境保全地域」に指定されています。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

大峰山、谷川岳、法師、赤谷湖、仙ノ倉の5つの区域が群馬県鳥獣保護区に指定されており、これらの地域では全ての鳥獣の捕獲が禁止されています。

自然公園法

新治地区の西川・赤谷川源流域と、水上地区の谷川・湯檜曽川源流域は「上信越高原国立公園」に指定されており、県境域の谷川連峰は、より厳重に保

- | エリア | 国による保護制度 |
|-------------------------------|----------|
| 利根川源流域自然環境保全地域 | ■ |
| 利根川源流部・燧ヶ岳周辺森林生態系保護地区(保存地区) | ■ |
| 利根川源流部・燧ヶ岳周辺森林生態系保護地区(保全利用地区) | ■ |
| 緑の回廊三国線 | ■ |
| 上信越高原国立公園(特別保護地区) | ■ |
| 上信越高原国立公園(特別地域) | ■ |
| 上信越高原国立公園(普通地域) | ■ |
| 群馬県自然環境保全地域 | ■ |
| 群馬県鳥獣保護区 | ■ |

護される特別保護地区や第一種特別地域に指定されています。また、平成27(2015)年4月より、町内に環境省谷川自然保护官事務所が設置され、より細かな管理がなされています。

■ 群馬県による保護制度

群馬県では「群馬県自然環境保全条例」を制定し、県内26ヵ所を指定し、良好な自然を確保し、その適正な保全を図っています。

みなかみ町内には、朝日岳・白毛門山東面、至仏山・笠ヶ岳西面、大峰沼、平ヶ岳・白沢山西面、巻機山東面、宝川の6ヵ所の保護地区が指定されています。また、県内に6ヵ所ある野生生物保護地区はすべて町内の保護地区内に指定されています。

■ みなかみ町の保護制度

みなかみ町では「みなかみ町自然環境及び生物多様性を守り育てるため昆虫等の保護を推進する条例」を制定し、地区住民及び団体等とともに、自然環境や生物多様性を守り育てていくための取組を進めしており、現在5つの地域と団体が指定されています。



第8節 みなかみユネスコエコパークの取組

利根川の最初の一滴を生み出す源流域に位置するみなかみ町には、豊かで貴重な自然が数多く残されており、私たちは、その自然の恵みを享受し、観光や農業に活かしながら暮らしてきました。このすばらしい自然はみなかみの最大の宝であり資源です。この大切に守り引き継がれてきた自然を次世代へつなぎ、自然との共生がずっと続くように、より住みよい町になるように、そしてみなかみのすばらしさを世界に発信し、より多くの人々にみなかみを知ってもらい訪れてもらえるようにするために、みなかみ町は平成29(2017)年のユネスコエコパークの登録を目指して準備を進めています。

ユネスコエコパークとは

ユネスコエコパークとは生物多様性の保全、持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)、学術研究支援を目的としてユネスコ(国際連合教育科学文化機関)が昭和51(1976)年からはじめたプロジェクトで、正式名は「生物圏保存地域(Biosphere Reserve 以下「BR」)」といいます。日本では親しみやすいように「ユネスコエコパーク」と呼んでいます。

ユネスコは、MAB計画(Man and the Biosphere Programme)という「自然及び天然資源の合理的利用と保護に関する科学的研究を国際協力の下に行うことにより環境問題解決の科学的基礎とする」ことを目的とした政府間事業を実施しています。このMAB計画には14のプロジェクト研究があり、そのうちの一つがユネスコエコパークです。MAB(Man and the Biosphere)とは、日本語に訳すと「人間と生物圏」です。

平成28(2016)年1月現在のユネスコエコパークの登録件数は120ヵ国651件となっており、日本では昭和55(1980)年に登録された屋久島、白山、大台ヶ原・大峯山、志賀高原、平成24(2012)年に登録された綾、平成26(2014)年に登録された只見及び南アルプスの7ヵ所となっています。

ユネスコエコパークの特徴

ユネスコエコパークは前述の目的を具体化するために核心地域、緩衝地域、移行地域の3地域区分(ゾーニング)をもつことが特徴となっています。わかりやすく言えば、下記のことを世界に向けて約束するということになります。

- (1) 身近な自然を守ること(生物多様性保全)
- (2) 守った自然に配慮した暮らしを続けていくこと
(人と自然が共生する持続可能な地域づくり)
- (3) 将来の子どもたちにも伝えていくこと
(研究教育支援)

核心地域 (Core Area)	生態系や生物多様性保全上重要な地域
緩衝地域 (Buffer Zone)	核心地域に隣接し影響を及ぼさないよう保全と活用を推進していく地域
移行地域 (Transition Area)	緩衝地域の周囲または隣接する地域であり、緩衝地域を支援する機能を有し、自然環境の保全と調和した持続可能な地域



図2 ユネスコエコパークの地域区分(ゾーニング)



図1 日本のユネスコエコパーク(2016年1月現在)

世界遺産とのちがい

ユネスコエコパークと類似した自然保護の枠組みに、同じユネスコが認定する世界自然遺産があり、日本では屋久島など4ヵ所が登録されています。ユネスコエコパークと世界自然遺産には主に次のような違いがあります。

世界自然遺産が、顕著な普遍的価値を有する自然地域を保護・保全するのが目的であるのに対し、ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的としており、保護・保全だけでなく自然と人間社会の共生に重点が置かれています。

世界自然遺産はユネスコエコパークの核心地域や緩衝地域に相当する地域のみが保護対象となっていますが、周辺の人の活動が行われている地域(ユネスコエコパークの移行地域に相当)は含まれません。また、世界自然遺産は国際法に基づいて成立する国際合意である条約であり、対象の選定や保全管理において国が主導的な役割を果たします。一方、ユネスコエコパークはユネスコが進める国際的な研究計画の一つであり、自治体が両方に自ら主体的に関与できる点で大きく異なります。

みなかみがユネスコエコパークをめざす理由

ユネスコエコパークに登録したい、といつてもどこの地域でも誰でも登録できるわけではありません。保護し続けるべき大切な自然があり法令等により保全が担保されていることや、自然と人が共生するための取組がこれまでも、そしてこれからも行われていくといったことなど様々な条件が必要で、みなかみ町はこれらを満たしています。

また、ユネスコエコパークの理念が自然を守り活かし広めるといったこれまでの町の施策の方向性と合致していること、そして平成27(2015)年3月に答申のあったまちづくりビジョンにおいても、ユネスコエコパークの取組が今後のまちづくりの柱として位置づけられています。

国際的な動きとして、ユネスコでは持続的な社会づくりのための科学や教育を推進するといった方向性を明確にしており、日本国内においても生物多様性国家戦略2012-2020で、生態系の保全と持続可能な利用の調和を目的として自治体を含む関係者と連携しユネスコエコパークの新規選定を増やしていくとしています。

これらを背景にみなかみ町のさらなる発展を目指しユネスコエコパークの取組を進めています。

みなかみユネスコエコパークの概要

みなかみユネスコエコパークは、みなかみ町を中心として、隣接する新潟県(魚沼市、南魚沼市、湯沢町)の一部から構成されます。総面積は91,368haでその90%以上が森林となっており、標高約300~2,000mの間に位置しています。

核心地域(9,100ha)は、源流部の美しい山岳景観や、手つかずの自然や特徴的な地形地質、貴重な動植物などが多く残されており、今後も厳重に保護していく地域であり「利根川源流部・燧ヶ岳周辺森林生態系保護地域【保存地区】」、「利根川源流部自然環境保全地域」、「上信越高原国立公園特別保護地区及び、第1種特別地域」に指定されています。

緩衝地域(60,862ha)は、原生的な広葉樹の森林や、長年林業が営まれてきた山林など里山的な自然環境が広がっています。この豊かな森林が多様な野生動植物を育んでいる証として、豊かな森林を必要とし、その存在が森の豊かさを指標となるような野生動物が生息しています。このエリアでは、赤谷プロジェクトや谷川岳エコツーリズムなど、豊かな自然環境を保全しながら持続的に利用する先進的な取組が行われています。また、エリアはほとんどが国有林であり、「国有林野の管理経営に関する法律」に基づき適切に管理されており、自然公園法や群馬県自然環境保全条例に基づく指定地域も多く含まれています。

移行地域(21,406ha)は、みなかみ町内の国有林以外の地域です。このエリアは、生活の中で守

られてきた農村景観や里地・里山がひろがり、歴史や農村文化などが今なお息づいており、「みなかみ町文化財保護条例」や「美しいみなかみ町の風景を守り育てる条例」などにより保全されています。また、開発による破壊や高齢化による耕作放棄などにより、失われつつある自然環境や荒廃した里地・里山を保全するため、「みなかみ町自然環境及び生物多様性を守り育てるため昆虫等の保護を推進する条例」や森林組合の指導のもと利根川源流森林整備隊が組織され森林整備活動ボランティアなどの取組も行われています。

雄大な自然と変化に富んだ地形は観光資源としても活用され、スキーや登山、ラフティングなど多くのアウトドアスポーツが盛んに行われており、「アウトドアスポーツ振興条例」に基づき自然の保全とのバランスを常に意識した利用が進んでいます。

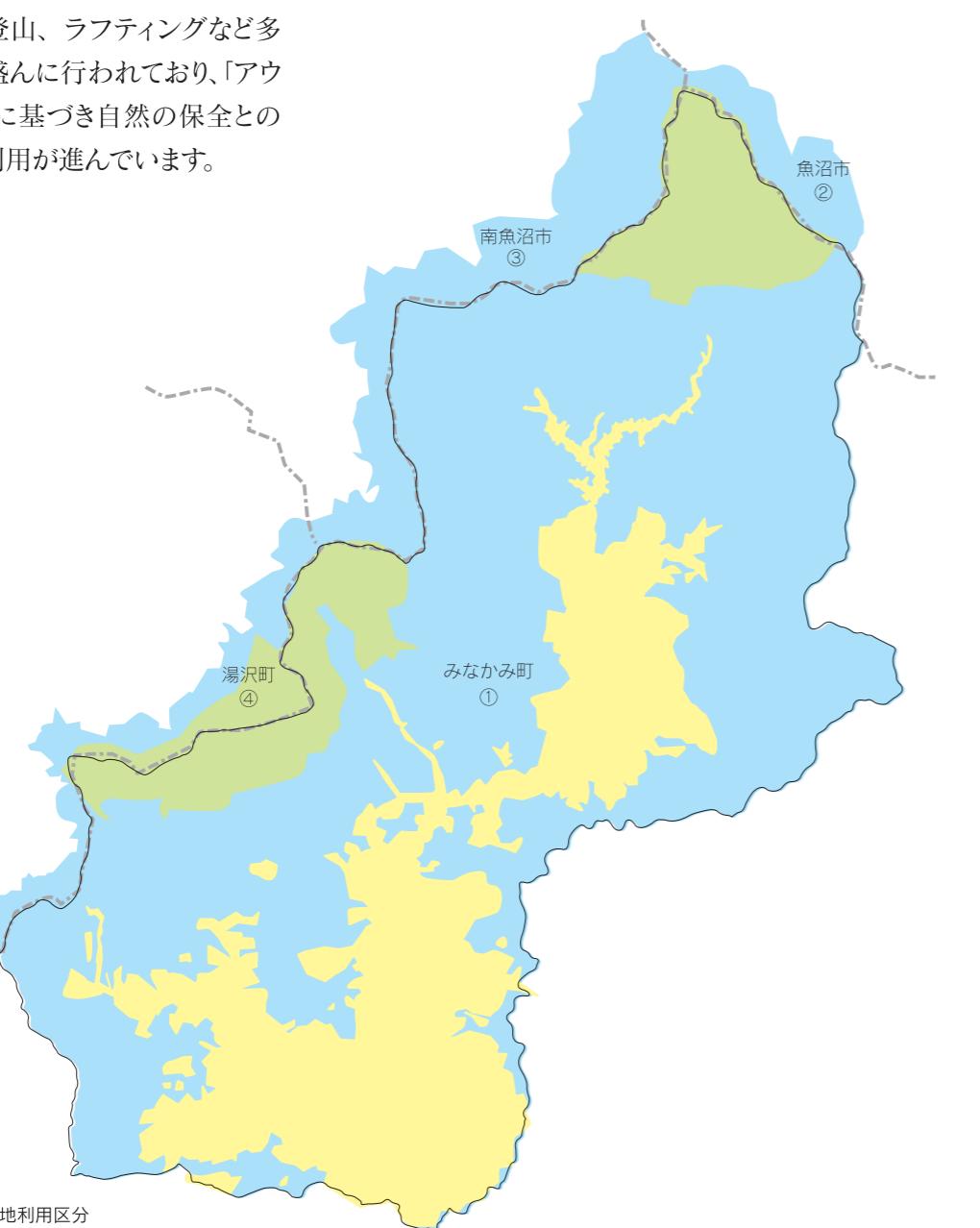


図3 みなかみユネスコエコパーク土地利用区分

■ みなかみの自然を未来へ —自然をテーマとした町全体の活動に—

ユネスコエコパークは登録することが目的ではありません。ユネスコエコパークの理念のもと町民、事業者、行政が一つになり、みなかみの自然を守り活かすまちづくりに発展していくことが真の目的です。

町全体でユネスコエコパークを盛り上げ、みなかみのすばらしさを肌で感じ、住みよい町、多くの人が訪れる町として世界中から愛されるみなかみを目指し、みんなで取組を進めていきましょう。

(みなかみ町エコパーク推進室)

